

判決年月日	平成２７年１１月３０日	担当部	知的財産高等裁判所 第３部
事件番号	平成26年（ネ）第10102号		

○ 発明の名称を「労働安全衛生マネジメントシステム、その方法及びプログラム」とする特許権の侵害訴訟につき、特許発明に無効理由（進歩性の欠如）があるとして、被控訴人らの特許法１０４条の３第１項の抗弁を認め、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決の結論を維持した事例。

（関連条文）特許法２９条２項，１０４条の３第１項

（関連する公報番号等）特許第４８２７１２０号，特開２００１－３５０８１９号公報

判決要旨

控訴人は、発明の名称を「労働安全衛生マネジメントシステム、その方法及びプログラム」（特許第４８２７１２０号）（本件特許）とする特許の特許権者であるところ、被控訴人らの製品は、本件発明１，１６，１８（本件特許１の請求項１，１６，１８）の技術的範囲に属し、上記製品の製造販売等が上記特許権を侵害（直接侵害及び間接侵害）する旨主張し、被控訴人らに対し、上記製品の製造販売等の差止め、損害賠償金及び信用回復措置を求めた。

原判決は、被告製品は、控訴人が主張する本件特許の特許請求の範囲の請求項１，１６及び１８に係る発明の技術的範囲に属するものとは認められず、また、被控訴人による被告製品の譲渡等の行為について本件特許権の間接侵害の成立も認められないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。

裁判所は、以下のとおり、各発明につき、無効理由があるとして、控訴人の控訴を棄却した。

「労働安全衛生」に関する情報を管理する装置であれば、本件発明１の「労働安全衛生マネジメントシステム」（構成要件２－Ａ及び２－Ｆ）に該当するものと解され、主引例である乙５（特開２００１－３５０８１９号公報）に記載された発明である乙５発明は、「安全管理情報」を管理の対象とする情報管理装置であるから、本件発明１の「労働安全衛生マネジメントシステム」（構成要件２－Ａ及び２－Ｆ）に該当するものと認められる。

本件発明１の「歩掛マスターテーブル」は、「複数の工事名称、および、前記複数の工事名称の各々にそれぞれ関連付けられた各要素を含む」ものである。そして、本件特許の明細書（本件明細書）の記載事項並びに工事工種体系及び歩掛に関する技術常識に照らすと、本件発明１の「複数の工事名称、および、前記複数の工事名称の各々にそれぞれ関連付けられた各要素を含む歩掛マスターテーブル」にいう「工事名称」とは、本件特許の優先日当時、既に存在していた建設工事積算システムで使用されていた工事工種体系の「体系ツリー図」における「工事区分」、「工種」、「種別」、「細別」等の具体的な名称のいずれかをいい、また、本件発明１の「工事名称の各々にそれぞれ関連付けられた各要素」とは、体系ツリー図上、当該「工事名称」に紐付けられたものであれば、「関連付けられた」ものといえるから、当該「工事名称」に紐付けられた「工種」、「種別」、「細別」、「規格」等の各項目

及びそれらの項目に紐付けられた作業工程、作業内容、標準単価等を含むものと解されるから、本件発明１の「工事名称の各々にそれぞれ関連付けられた各要素」にいう「要素」は、当該「工事名称」に紐付けられたものであれば、当該「工事名称」からみて体系ツリー図の「一つ下位の項目」のものに限らず、その下位のものや、更にその下位のもの等も含むものと解される。そして、乙５発明の「データ管理部」に格納されている「大事業区分から細別区分へと順次ツリー構造として構築されている情報」及び「歩掛」に係る情報は、本件発明１の「複数の工事名称、および、前記複数の工事名称の各々にそれぞれ関連付けられた各要素を含む歩掛マスターテーブル」（構成要件２－Ｂ）に該当するものと認められる。

本件発明１の「危険源評価マスターテーブル」は、「前記要素に関連付けられた危険有害要因および事故型分類を含む危険情報が規定されている」ものであり、本件明細書の記載によれば、「事故型分類」とは、「危険有害要因」に対応して発生し得る事故の内容を意味するものと解され、乙５発明の「安全管理情報」は、本件発明１の「危険有害要因および事故型分類を含む危険情報」に該当する。そして、乙５発明の「データ管理部」に格納されている「原価管理情報」及び「安全管理情報」は、いずれも「代表作業用キーワード（細別）」（「コンクリート打設」）及びその各「規格」（「大」、「中」、「小」）ごとに関連付けられて格納されていることが認められ、「安全管理情報」の格納の態様は、「工事名称」（「代表作業用キーワード（細別）」）に関連付けられた「要素」（「規格」）に関連付けられたものといえるから、乙５発明の「データ管理部」には、本件発明１の「前記要素に関連付けられた危険有害要因および事故型分類を含む危険情報が規定されている危険源評価マスターテーブル」（構成要件２－Ｂ）が格納されているものと認められる。

乙５発明の「入力部」は、「代表作業用キーワード（細別）」等の「工事名称」を入力するものであり、「工事名称」を入力することは「評価対象工事」の情報を入力することにほかならない。そうすると、乙５発明の「入力部」は、本件発明１の「少なくとも工事名称を含む評価対象工事の情報を入力する入力手段」（構成要件２－Ｃ）に該当することが認められる。

特許請求の範囲の文言から、①本件発明１の「内訳データ」は、「前記評価対象工事に含まれる各要素を含む」データであり、「前記記憶手段に格納されている前記歩掛マスターテーブル」を参照して、「前記入力された評価対象工事の情報に含まれる工事名称」に基づき、「内訳データ生成手段」によって生成されるものであること、②本件発明１は、「内訳データに含まれる各要素」に基づいて、「当該各要素に関連する危険有害要因および事故型分類」を抽出することを理解することができる。乙５発明では、入力された評価対象工事の情報に含まれる要素である「規格」に基づき、危険源評価マスターテーブルを参照し、「当該要素に関連する危険有害要因及び事故型分類を抽出」している。そして、乙５において、データが出力されるために、「代表作業用キーワード」の入力は必須であるが、「規格」の入力は必須とはされていない反面、乙５記載の「データ管理部」に格納されている「安全管理情報」は、「代表作業用キーワード（細別）」（「工事名称」）に関連付けられた「規格」（「要

素」)に関連付けられて格納されているため、具体的な「安全管理情報」を出力するためには、「規格」が特定されなければならないから、乙5において、「代表作業用キーワード」のみを入力して、「安全管理情報」を出力する場合には、「代表作業用キーワード」に基づいて、当該「代表作業用キーワード」に関連付けられた「規格」の情報が読み出され、当該情報に基づいて「安全管理情報」が出力されていることを理解することができる。そして、上記「規格」の情報は、乙5発明の「歩掛マスターテーブル」に格納されているものであって、「前記入力された評価対象工事の情報に含まれる工事名称」である「代表作業用キーワード」に基づいて、乙5発明の「歩掛マスターテーブル」から読み出された、「前記評価対象工事に含まれる要素」である「規格」に係るデータであるから、本件発明1の「内訳データ」に該当し、また、乙5発明には、上記情報を読み出す手段としての「内訳データ生成手段」(構成要件2-D)が存在するものと認められる。

構成要件2-Eにつき、乙5発明では、「内訳データ」に含まれる「要素」である「規格」に基づき、「危険源評価マスターテーブル」を参照し、「当該要素に関連する危険有害要因及び事故型分類を抽出」(安全管理情報)しているものと認められるが、乙5には、乙5発明が、「演算手段を使用して、前記危険源評価マスターテーブルを参照して、前記内訳データ生成手段により生成された内訳データに含まれる各要素に基づき、当該各要素に関連する危険有害要因および事故型分類を抽出し、該抽出した危険有害要因および事故型分類を含む危険源評価データを生成」する「危険源評価データ生成手段」(構成要件2-E)の構成を備えていることについての記載はない。

もっとも、上記相違点については、本件発明1の特許請求の範囲(請求項1)の記載には、「危険源評価データ」が抽出した危険有害要因及び事故型分類を含むことのみが特定されており、その形式や態様等が特定されているわけではないから、「危険源評価データ」は、抽出した危険有害要因及び事故型分類を含むものでありさえすれば足りるものと解されるのに対し、乙5発明において、「内訳データ」に含まれる「要素」である「規格」に基づき、「危険源評価マスターテーブル」を参照し、「当該要素に関連する危険有害要因及び事故型分類」(「安全管理情報」)を抽出していることは、前記のとおりであり、上記抽出した「安全管理情報」を利用するためにこれをデータとして出力し、「危険有害要因及び事故型分類を含む危険源評価データ」を「生成」するように構成することは、当業者であれば格別の困難なく行うことができたことが認められる。

したがって、乙5に接した当業者であれば、相違点に係る本件発明の構成(構成要件2-Eの構成)を容易に想到することができたものと認められる。

同様の理由により、本件発明16及び18についても、当業者が乙5に記載された発明に基づいて容易に想到することができたものと認められる。